

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を 改正する法律案に対する修正案要綱

一 特別弔慰金の支給基準日の細分化

特別弔慰金の支給の基準日を平成27年から平成36年までの間の各年の4月1日（政府原案は、平成27年4月1日及び平成32年4月1日）とし、当該基準日において対象となる「戦没者等の遺族」に対し、毎年5万円の特別弔慰金の支給を行うものとする。

二 特別弔慰金の現金給付化

特別弔慰金の支給方法について、記名国債をもって交付することを改め、現金給付によるものとする。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。